

株式会社 ふれあいの里 短期入所生活介護事業運営規程

第一章 事業の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、株式会社 ふれあいの里が設置、経営する指定(介護予防)短期入所生活介護事業(以下「ショートステイ」という。)の利用について必要な事項を定め、ショートステイの円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針及び運営方針)

第2条 ショートステイの提供にあたっては、要介護者又は要支援者(以下「利用者」という。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活ができるよう入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに要介護者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

2 当事業所において提供するショートステイは、介護保険法(平成9年法律第123号 以下「法」という。)並びに関係する省令、告示等に定めるところによる。

3 サービスの提供にあたっては利用者の人格を尊重し、利用者及びその家族のニーズを的確にとらえ、(介護予防)短期入所介護計画(以下「ケアプラン」という。)を作成し、そのケアプランに従い適切なサービスを提供するものとする。

ただし、当該利用者にかかるケアプランがすでに作成されている場合、そのケアプランに従いサービスを提供する。

4 前項のサービスの提供にあたっては、利用者及び家族に対し提供するサービスの内容を具体的に説明し、文書にて同意を得るとともに、提供したサービスの内容を常に記録し評価する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 サンケア木越
- 二 所在地 金沢市大浦町チ99番地 1

第二章 従事者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数および職務内容)・・・別表3参照

第4条 ショートステイに従事する職員の職種、員数は次のとおりとする。

1 管理者 1人(兼務)

専ら施設の職務に従事する常勤の者で従業者管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者がこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

2 医師 1人(非常勤)

利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

3 生活相談員 常勤換算1人以上

利用者、その家族に対する相談援助業務ならびに関係機関との連絡調整利用者に有する能力、そこに置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるようにするためのケアプラン等の作成等を行う。

なお、ケアプラン作成にあたっては、看護介護職員及びその他従事者との連携を図るとともに、居宅介護支援事業所(地域包括支援センター)所属の介護支援専門員が作成する(介護予防)サービス計画に沿って作成する。

4 看護職員 1人以上

管理者の指示を受け、利用者の病状、心身の状況等の把握に努めケアプラン等に基づき必要な看護業務を行う。

5 介護職員 (指定基準により看護介護職員の合計員数は、6人(常勤換算)以上)

介護職員の員数は、看護職員の員数により変動

管理者の指示を受け、入所者の日常生活の状況等の把握に努めケアプラン等に基づき必要な介護業務を行う。

6 栄養士 1人以上

管理者の指示を受け、利用者の病状、心身の状況等の把握に努め食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行う。

7 機能訓練指導員 1人以上

管理者の指示を受け、ケアプラン等に基づき利用者が日常生活を営む上で必要な機能の改善やその減退を防止するための訓練を行う。

第三章 利用定員

(利用定員)

第5条 ショートステイの利用定員は、20名(1ユニット10名)とする。

(定員の遵守)

第6条 事業者は、災害その他やむを得ない事情を除き、次に掲げる利用定員及び居室の定員以上の利用者に対し同時にサービスの提供を行わない。

一 単独型にあつては、ショート専用居室の入所定員

第四章 指定(介護予防)短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 サービスの提供に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、提供開始について文書にて利用申込者の同意を得る。

2 前項の規定により同意を得た場合、別に定めるショートステイ利用契約書を取り交わすものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 居室が空いていない場合、利用の必要がない場合等、正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 事業者は、当該事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な居宅介護サービス事業所等の紹介その他必要な措置を講ずる。

(受給資格等の確認)

第10条 事業者は、サービス提供を求められた場合は、利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 事業者は、前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮してサービス提供に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 11 条 利用の際に要介護認定等を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 要介護認定等の更新の申請が遅くとも要介護認定の有効期間の満了日 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

(心身の状況等の把握)

第 12 条 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(サービスの開始及び終了)

第 13 条 事業者は、利用者の心身の状況により、もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、または利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、サービスを提供する。

2 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、サービスの提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(指定(介護予防)短期入所生活介護の取扱方針)

第 14 条 事業者は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2 指定(介護予防)短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第 1 項に規定するケアプランに基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 従事者は、サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 事業者は、サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

5 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。

6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

((介護予防)短期入所生活介護計画の作成)

第 15 条 管理者は、概ね 4 日以上にわたり継続して利用することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従事者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載したケアプランを作成する。

2 ケアプランは、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。

3 管理者は、ケアプランの作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書にて同意を得る。

4 管理者は、ケアプランを作成した際には、当該ケアプランを利用者に交付する。

(サービスの提供の記録)

第16条 事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日および内容、当該サービス について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費または居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載する。

2 事業者は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(介護)

第17条 介護は、利用者の心身の状態に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

2 1週間に2回、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭をする。

3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。

5 前各号に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

6 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。

7 利用者に対し、利用者及びその家族等の負担により当該事業所の従事者以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第18条 食事の提供は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、次の時間に提供する。

一 朝食 午前 7時45分～

二 昼食 午後 0時00分～

三 夕食 午後 6時00分～

四 おやつ 午前10時00分～、午後 3時00分～

2 利用者の自立の支援に考慮して、可能な限り、離床して食堂で行う。

(機能訓練)

第19条 利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第20条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。

ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(相談及び援助)

第21条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに必要な助言及び援助を行う。

(その他のサービスの提供)

第22条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料等の受領)

- 第 23 条 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、介護保険法(以下「法」という。)第 46 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項に定めるもののほか、食材料費及び利用者において通常必要とする物品等の購入などに要する費用については契約者の負担とし、その額は別に定める。
- 4 前項各号に掲げる費用の額に係るサービス提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し説明を行い文書にて同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第 24 条 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)短期入所生活介護に係る費用の支払いを受けた場合はその提供したサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

第五章 通常送迎の実施地域

(通常の送迎の実施地域)

- 第 25 条 通常の送迎実施地域は、金沢市並びに河北郡内灘町及び津幡町とする。ただし、上記地域外については別途料金をいただきます。

第六章 サービス利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

- 第 26 条 利用者は、管理者や医師、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員など指導による日課を励行し、施設内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(健康保持)

- 第 27 条 利用者は健康に留意するとともに施設で行う健康診査は特別な理由がない限り受診する。

(衛生管理)

- 第 28 条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。
- 2 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

(禁止行為)

- 第 29 条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者、入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第七章 緊急時等における対応方法

(緊急時等の対応)

第30条 ショートステイ利用中、利用者の病状に急変又は緊急事態が生じた場合、嘱託医が在所中の場合当該嘱託医に診療を求め、不在のとき看護職員は臨時応急の手当てを行い、株式会社 ふれあいの里が定めた協力病院へ連絡するなど適切な措置を講じた後、速やかに当該利用者の家族並びにかかりつけ医に連絡し、管理者に報告する。

(協力病院等)

第31条 入院を必要とする入所者のための協力病院は**重要事項説明書**に定めるとおりである。

(事故発生時の対応)

- 第32条 事業者は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
 - 3 事業者は、利用者に対する指定(介護予防)短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第八章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第33条 事業者は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「施設防災計画」という。)を策定し、定期的に従業員に周知するものとする。
- 2 事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業員及び利用者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年2回行うものとする。
 - 3 事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整備に努めるものとする。
 - 4 事業者は、第2項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
 - 5 事業者は、第2項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
 - 6 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないと市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。

第九章 その他施設の運営に関する重要事項

(利用者に対する市町村への通知)

第 34 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、延滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第 35 条 利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従事者の勤務体制を別に定める。

- 2 施設の従事者によってサービスを提供する。
- 3 従事者に対し、資質向上のために次のとおり研修の機会を確保する。
 - 一 年 1 回以上の社内研修

(衛生管理等)

第 36 条 利用者に使用する食器その他設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じる。

(掲示)

第 37 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者の勤務体制、協力病院、協力歯科医療機関、利用者その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 38 条 従事者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。
- 3 居宅介護支援事業者に対して、利用者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者等の同意を得る。

(広告)

第 39 条 虚偽または誇大な広告をしない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 40 条 居宅介護支援事業者またはその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益供与をしない。

(苦情処理) (重要事項説明書別表3参照)

第 41 条 ショートステイに関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため受け付け窓口を設置する。

- 2 苦情処理担当者は苦情を受け付けた場合には、当該苦情等の内容を記録する。
- 3 サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導または助言を受けた場合は指導または助言に従って必要な改善を行う。

- 4 苦情処理に関しては、別に「株式会社ふれあいの里利用者苦情対応マニュアル」による。
- 5 事業者は、市町村の求めがあった場合、前項の改善内容を報告する。
- 6 サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 7 事業者は、国民健康保険団体連合の求めがあった場合、前項の改善内容を報告する。

(虐待防止)

- 第 42 条 施設(事業所)は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
 - 3 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 4 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 5 第 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

- 第 43 条 運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(会計の区分)

- 第 44 条 ショートステイの会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

- 第 45 条 従事者、施設、設備構造、会計、ケアプラン、診療録及びその他のサービスに係る記録並びに市町村への通知に係る記録等に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 - 一 ケアプラン
 - 二 サービスを提供した際の提供した具体的なサービス内容の記録
 - 三 身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の身体及び心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 四 市町村通知に関する記録
 - 五 苦情内容の記録
 - 六 事故状況及び事故に際して採った処置の記録

(虐待防止に関する事項)

- 第 46 条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体的拘束等の禁止)

- 第 47 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わないものとする。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記

録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第48条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他)

第49条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ふれあいの里が定めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第50条 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。また、全ての（介護予防）短期入所生活介護従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 事業者は、適切な指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- (1) （介護予防）短期入所生活介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

付 則

- 1 この規程は、平成22年 3月 1日から施行する。
- 2 この規定は、平成26年 6月 1日より改訂する。
- 3 この規定は、平成26年11月 1日より改訂する。
- 4 この規定は、令和 3年 7月 1日より改訂する。
- 5 この規定は、令和 5年 3月 1日より改訂する。
- 6 この規定は、令和 6年 4月 1日より改訂する。
- 7 この規定は、令和 7年 4月 1日より改訂する。